

# 児童手当が大幅に拡大されます

問子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎ 32-2065

10月分（12月支払い分）から、児童手当の支給額や、支給対象が広がります。新たに対象となる、高校生年代がいる世帯には、8月下旬に案内を送ります。令和7年3月31日(月)までに申請してください。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



## 主な変更点

(金額：月額)	現在	変更後
3歳未満	15,000円	15,000円
3歳～小学生	10,000円 (第3子以降15,000円)	10,000円
中学生	10,000円	10,000円
高校生	0円	<b>10,000円</b>
所得制限	あり	<b>なし</b>
支払い月	4カ月分×3回 (6月、10月、2月)	<b>2カ月分×6回</b> (偶数月)

第3子以降  
**30,000円**

例 小学生から大学生までの4人の子どもがいる家庭

第1子(※) 大学生(19歳) 0円/月	第2子 高校生(17歳) 10,000円/月	第3子以降加算 中学生(15歳) 30,000円/月	第3子以降加算 小学生(12歳) 30,000円/月	合計 <b>70,000円/月</b>
----------------------------	------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	------------------------

※22歳までの一番年齢の高い子どもを第1子として、第3子以降の加算を計算します。実際に子どもを養育していることの確認が必要です

# 受けましたか？ 子宮頸がん予防ワクチン

問健康増進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎ 32-2069

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）は、早い年齢で接種するほど、子宮頸がんの予防効果が高いとされています。接種回数は2～3回で、費用は無料です。接種完了までに約6カ月かかるため、接種を希望する人は、期間内に終わるよう早めに協力医療機関で予約してください。期間を過ぎた場合、接種費用は自己負担となります。



## 定期接種

接種を希望する人は、ワクチンの有効性や副反応など、十分に理解し、接種を受けてください。

**対象** 平成20年4月2日～平成25年4月1日生まれの女子

※平成20年度生まれの女子は、定期接種として接種できる期間が令和7年3月31日(月)までです

※令和6年5月に、中学1年生の女子にはリーフレットを送付しています

## キャッチアップ接種

国の通知により、平成25年～令和3年に接種の積極的な案内を控えていたため、機会を逃した人の接種を実施しています。

**対象** 平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女子で、3回の接種を完了していない人

**接種期間** 令和7年3月31日(月)まで

締め切り  
**10月31日**

# 令和6年度 臨時特別給付金

問臨時特別給付金推進室（コールセンター） ☎ 32-2169



## 新たに非課税・均等割のみ課税になった世帯へ

1世帯あたり **100,000円**

18歳以下の児童がいる世帯は1人あたり + 50,000円

電気・ガス・食料品などの価格高騰に対し、特に影響が大きい低所得世帯が対象の給付金です。受け取りには申請が必要です。申請後、振り込み完了まで約1カ月かかります。

### ◆対象

- 6月3日現在、津山市に住民票があって、
- ①新たに世帯全員の令和6年度分の住民税が非課税となった世帯
- ②新たに世帯全員の令和6年度分の住民税が均等割のみ課税となった世帯か、均等割のみ課税者と非課税者のみとなった世帯

### ◆手続き

対象と思われる世帯には、7月中旬に書類を送付しています。案内に従って必要書類を**10月31日(木)までに返送してください。**  
※DVなどで避難している人や、基準日以降に住民税の修正申告をした人など、書類が届いていなくても対象になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください

### ❗ 次の世帯は給付対象外です

- 令和5年度の住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯で臨時特別給付金の対象となった世帯
- 対象①または②で、住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯

## 定額減税しきれないと見込まれる人へ

## 調整給付金を支給

令和6年分の所得税・個人住民税には、定額減税が実施されています。その中で定額減税しきれないと見込まれる人が対象の給付金です。申請後、振り込み完了まで約1カ月かかります。

### ◆対象

令和5年分所得税が課税されている人または、令和6年度分個人住民税が課税されている人のうち、納税義務者、配偶者を含めた扶養親族の人数に基づいて算定される定額減税可能額が、減税前税額を上回る人

### ◆手続き

対象と思われる人には、7月中旬に書類を送付しています。案内に従って、必要書類を**10月31日(木)までに返送してください。**  
※公金受取口座などの登録をしている人で、口座への支給に問題がなければ、手続きは不要です

### ◆給付額（①+②の合計額）

①所得税分  
控除不足額

定額減税可能額  
3万円×(本人+扶養親族数)

令和6年分推計所得税額(減税前)  
= 令和5年分所得税額

②個人住民税分  
控除不足額

定額減税可能額  
1万円×(本人+扶養親族数)

令和6年度分個人住民税所得割額  
(減税前)

### ❗ 次の人は給付対象外です

- 納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える人